

【医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数】

(期間：令和6年1月～令和6年12月)

〔区分1に分類される手術〕

頭蓋内腫瘍摘出術	0件
黄斑下手術等	0件
鼓室形成手術等	0件
肺悪性腫瘍手術等	0件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

〔区分2に分類される手術〕

靱帯断裂形成手術等	25件
水頭症手術等	0件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
尿道形成手術等	0件
角膜移植術	0件
肝切除術	0件
子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件

〔区分3に分類される手術〕

上顎骨形成術等	0件
上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
母指化手術等	0件
内反足手術等	0件
食道切除再建術等	0件
同種死体腎移植術等	0件

〔区分4に分類される手術〕 0件

〔その他の区分に分類される手術〕

人工関節置換術	381件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及び交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術	0件
(人工心肺を使用しないものを含む)	
及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術	0件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	0件

横浜石心会病院

管理者